

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	不正入居等損害金(市営住宅)
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------

1. 令和4年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したものの

(例) 令和4年度修正目標=令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したものの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令2 実績	1,095,822	2,047	1,093,775	23,988	109,908	135,943	2.2%	12.4%	959,879	43,878	9,408	0	9,408	21.4%	21.4%	34,470	2.9%	12.8%	994,349
B 令3 実績	994,349	1,004	993,345	24,856	32,433	58,293	2.5%	5.9%	936,056	46,974	5,233	155	5,388	11.1%	11.5%	41,586	2.9%	6.1%	977,642
C 令4 修正目標	977,642	0	977,642	14,664	30,000	44,664	1.5%	4.6%	932,978	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.1%	974,719
D 令4 実績	977,642	3,336	974,306	21,174	28,315	52,825	2.2%	5.4%	924,817	37,206	6,129	0	6,129	16.5%	16.5%	31,077	2.7%	5.8%	955,894
E 令5 当初目標	974,719	0	974,719	14,621	30,000	44,621	1.5%	4.6%	930,098	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.1%	971,839
F 令5 修正目標	955,894	0	955,894	14,338	30,000	44,338	1.5%	4.6%	911,556	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.2%	953,297
G 令6 当初目標	953,297	0	953,297	14,299	30,000	44,299	1.5%	4.6%	908,998	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.2%	950,739

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権 の件数		5,937	115	60		85	1,233		7,430	14	827	61	71	2,114		8,052	11,139	18,569
未収金 残高		334,187	3,296	11,926		4,076	56,971		410,456	731	40,397	4,086	3,760	95,359		370,028	514,361	924,817
未収債権 の件数	143	389	11	72		3		8	626		7	4					11	637
未収金 残高	5,838	18,018	400	5,719		111		203	30,289		517	271					788	31,077

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の相続の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	1,936	人
令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	19,206	
令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令4実績)のケ'	955,894	

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和4年度3月末時点委託案件回収額:19,457千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和4年度3月末時点債権差押立件数:26件 取立件数:25件) ・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(28件:18,679,599円) ・相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(6件:234,712円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施してきた。(令和4年度3月末時点即決和解申出件数:82件) ・住宅明渡の判決確定者に対し単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、住宅の明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問などを実施し、早期の自主退去を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金は発生すると解消が極めて困難な債権であるため、損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施する。 ・また、損害金の発生抑制には滞納早期の段階での対応が有効であることから、住宅使用料の滞納により明渡請求を行った対象者(毎月)のうち滞納の解消がないものについて、請求の翌月である損害金発生月に訪問員(会計年度任用職員)による個別訪問指導を行う。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

9 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	2.5%	4.6%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	11.1%	50.8%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	2.9%	19.7%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	大阪港湾局	担当	営業推進室管財課	債権整理番号(3ケタ)	007	債権区分	私債権	債権名	土地賃貸料相当損害金等
----	-------	----	----------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和4年度の修正目標 (=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したものと

(例)令和4年度修正目標=令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したものと

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

A	令2 実績	過年度分									現年度分						合計			
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ウ+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
B	令3 実績	140,129	0	140,129	65	31,662	31,727	0.0%	22.6%	108,402	62,278	55,085	7,193	62,278	88.5%	100.0%	0	27.2%	46.4%	108,402
C	令4 修正目標	82,594	▲1	82,595	127	0	126	0.2%	0.2%	82,468	1,042	1,042	0	1,042	100.0%	100.0%	0	1.4%	1.4%	82,468
D	令4 実績	82,594	0	82,594	33	0	33	0.0%	0.0%	82,561	22,944	22,944	0	22,944	100.0%	100.0%	0	21.8%	21.8%	82,561
E	令5 当初目標	82,468	0	82,468	106	0	106	0.1%	0.1%	82,362	1,042	1,042	0	1,042	100.0%	100.0%	0	1.4%	1.4%	82,362
F	令5 修正目標	82,561	0	82,561	184	0	184	0.2%	0.2%	82,377	0	0	0	0	-	-	0	0.2%	0.2%	82,377
G	令6 当初目標	82,377	0	82,377	151	0	151	0.2%	0.2%	82,226	0	0	0	0	-	-	0	0.2%	0.2%	82,226

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
未収債権の件数	0	0	0	0	3	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	1	7
未収金残高	0	0	0	0	76,439	334	0	0	0	76,773	0	0	0	0	0	5,789	5,789	82,562
未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債権が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥) 又は (⑦) 又は (⑧) 又は (⑨) / 整理債権: (⑩) 又は (⑪) 又は (⑫ → ⑬) → (⑭) 又は (⑮ → ⑯)

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

5

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)

= 上記2のD(令4実績)のケ

7

82,562

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押え実行する。 回収見込みがない債権について、弁護士に委任して整理に向けた手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用確定により発生するものなどを除き新たな未収金が発生しないように努める。 納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法240条に基づく預金調査を実施したところ、年金受取口座が判明した。 回収見込みがない案件について、委任弁護士や市債権回収室アドバイザー弁護士に相談を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 課内の事務手続きに基づいて督促を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 分納誓約をした資料相当損害金については、督促したものの納付に至らない案件があった。 	-
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 履行延期の特約を結んでいる債務者については、適切に納付されているか管理を行う。納付が滞った場合は架電等で納付交渉および状況確認を行う。 債務者の財産調査や相続人調査を行う。 	-

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 債務者の年金受取口座が判明した案件については、年金口座の差し押さえについて、市債権回収室アドバイザー弁護士に相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用確定により発生するものなどを除き新たな未収金が発生しないように努める。 納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
過年度徴収率	23.8%	<input type="text" value=""/>	現年度徴収率	100.0%	<input type="text" value=""/>	合計(過年度+現年度)徴収率	35.8%	<input type="text" value=""/>

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	教育委員会事務局	担当	総務部学事課	債権整理番号(3ケタ)	008	債権区分	私債権	債権名	高等学校等奨学金貸付金返還金
----	----------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------

1. 令和4年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したものの

(例) 令和4年度修正目標=令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したものの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令2実績	50,158	▲ 846	51,004	629	594	377	1.2%	0.8%	49,781	8,047	6,615	0	6,615	82.2%	82.2%	1,432	12.3%	12.0%	51,213
B 令3実績	51,213	9,604	41,609	780	0	10,384	1.9%	20.3%	40,829	8,892	7,204	0	7,204	81.0%	81.0%	1,688	15.8%	29.3%	42,517
C 令4修正目標	42,517	4,872	37,645	433	190	5,495	1.2%	12.9%	37,022	7,692	5,887	0	5,887	76.5%	76.5%	1,805	13.9%	22.7%	38,827
D 令4実績	42,517	1,189	41,328	1,835	341	3,365	4.4%	7.9%	39,152	8,396	6,706	0	6,706	79.9%	79.9%	1,690	17.2%	19.8%	40,842
E 令5当初目標	38,827	4,873	33,954	433	0	5,306	1.3%	13.7%	33,521	7,692	5,887	0	5,887	76.5%	76.5%	1,805	15.2%	24.1%	35,326
F 令5修正目標	40,842	4,411	36,431	1,103	663	6,177	3.0%	15.1%	34,665	8,445	6,842	0	6,842	81.0%	81.0%	1,603	17.7%	26.4%	36,268
G 令6当初目標	36,268	4,410	31,858	943	0	5,353	3.0%	14.8%	30,915	8,578	6,948	0	6,948	81.0%	81.0%	1,630	19.5%	27.4%	32,545

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権の件数	0	80	17	0	1	3	1	20	1	123	2	0	0	1	0	1	4	127
未収金残高	0	18,984	8,076	0	121	979	520	8,538	431	37,649	722	0	0	663	0	120	1,505	39,154
現年度未収債権の件数	5	40	3	1	0	0	0	1	0	50	0	0	0	0	0	0	0	50
現年度未収金残高	17	1,476	72	40	0	0	0	85	0	1,690	0	0	0	0	0	0	0	1,690

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の相続人は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

令和4年度決算見込における債務者数	143	人
令和4年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	177	
令和4年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)=上記2のD(令4実績)のケ'	40,844	

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・返還請求中の者に対しては、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・その他の借受者に対しては、現年度分に同じ。 ・履行延滞が10年継続している者について、債務免除を検討する。 ・債務名義を取得している者に対しては、預金照会や預貯金債権等の情報取得手続きを実施し、強制執行を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月末までに、返還期限変更手続の申請を行っていない者は返還免除対象者27名、返還対象者1名となった。 ・令和5年3月末現在で、新条例施行時に2,375,570千円あった債権(20年で処理予定)のうち、85.1%にあたる2,020,703千円の債権処理を完了した。 ・新型コロナウイルス感染症の状況に配慮して訪問を控える一方、郵送・電話による督促を強めることとなった。 ・民事執行法に基づく預貯金債権等の情報取得手続により差押可能な財産の調査を行うとともに、時効の更新を図った。 ・3名の債務者について、破産免責等による債権放棄を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月末現在で、新条例施行時に2,375,570千円あった債権(20年で処理予定)のうち、85.1%にあたる2,020,703千円の債権処理を完了した。 ・新型コロナウイルス感染症の状況に配慮して訪問を控える一方、郵送・電話による督促を強めることとなった。 ・3名の債務者について、破産免責等による債権放棄を行った。
課題	<p>【返還期限変更未申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで保護者に対して行っていた説明を本人を対象とした説明への切替えや粘り強い訪問・文書送付により返還期限変更の申請は一定進んだものの、一方で繰り返し訪問や説明を行っても連絡が取れなかったり制度への理解が得られなかったりする等、申請に至らない債務者が残っている。 <p>【滞納者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び保護者と連絡がとれない滞納者について、文書送付以外の接触を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び保護者と連絡がとれない滞納者について、文書送付以外の接触を図る必要がある。
改善策	<p>【返還期限変更未申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き人権上の配慮をしながら保護者及び本人に対して、夜間訪問や遠隔地訪問を含めた丁寧な制度説明を行い、申請を行うよう働きかける。 <p>【滞納者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な自宅訪問を行う等、本人及び保護者との接触を図る。 ・夏季及び冬季賞与時の納付督促の取組みを強化する。 ・債務名義を取得している者に対しては、金融機関への預金照会や民事執行法に基づく預貯金債権等の情報取得手続きを実施し、強制執行を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な自宅訪問を行う等、本人及び保護者との接触を図る。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<p>【返還期限変更未申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き人権上の配慮をしながら保護者及び本人に対して、夜間訪問や遠隔地訪問を含めた丁寧な制度説明を行い、申請を行うよう働きかける。 <p>【滞納者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な自宅訪問を行う等、本人及び保護者との接触を図り、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・夏季及び冬季賞与時の納付督促の取組みを強化する。 ・債務名義を取得している者に対しては、金融機関への預金照会や民事執行法に基づく預貯金債権等の情報取得手続きを実施し、強制執行を検討する。 ・履行延滞が10年継続している者について、債務免除を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季及び冬季賞与時の納付督促の取組みを強化する。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

□位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	1.9%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	81.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	15.8%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

□